



平成28年 6 月 3 日

各 位

会 社 名： 日新電機株式会社
代 表 者 名： 代表取締役社長
小 畑 英 明
(コード番号 6641、東証第1部)
問 合 せ 先： 経理部長 舌間 修平
(TEL : 075-864-8315)

(訂正) 「平成28年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

当社は、平成28年 5 月12日15時に発表した「平成28年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所につきましては、下線__を付して表示しております。なお、数値データについては、訂正はありません。

記

1. 訂正の内容

○添付資料 16ページ

4. 連結財務諸表

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(追加情報)

【訂正前】

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年 3 月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成28年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までのものは30.8%、平成30年 4 月 1 日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

(後略)

【訂正後】

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年 3 月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(但し、平成28年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までのものは30.8%、平成30年 4 月 1 日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

(後略)

2. 訂正の理由

「平成28年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表後に記載の誤りがあることが判明しましたので、訂正いたします

以 上